

平成17年3月17日

田布施町長 寺 田 幹 生 様

柳井市長職務執行者 折 中 光 雄

柳井市、田布施町による1市1町合併協議の申入れについて（回答）

陽春の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る3月3日、新田布施町議会における協議の結果として、限られた期間であり、種々困難な課題があるものの、これまでの1市2町の合併協議の経緯もあり、早急に新たな合併協議の場を設定するよう、本市に申入れをいただきました。

また、申入書には、2月27日に行われた田布施町議会議員選挙の結果は、有権者の大多数が、柳井市との編入合併による、現行法定期限内での、合併を希求している。ついては、町長とともに編入合併による法定期限内の合併協議を申入れ、実現を目指し、合併協議にあたっては誠心誠意対処するという町議会の決議が添えられているところであります。

本市との合併をという申入れにつきまして心から感謝申し上げますとともに、本市に対するご好意、思い入れをいただいていますことに厚く御礼を申し上げます。

早速、申入れにつきましては、3月4日本市定例会の冒頭、緊急に行政報告いたしました。また、市議会と協議し、合併問題調査特別委員会を3月7日、14日の両日開催しますなど、真摯に協議、検討を重ねてまいりました。

同委員会では、田布施町の申入れは真摯に検討すべきであること、田布施町の住民意思、本市に対するご好意、思い入れは誠に有難く、合併に向けて最大限の努力をすべきとの議論、意見がありましたものの、新市建設計画はじめ合併協議にあたっては、新柳井市民の意見を十分に聴取すべきであり、3月31日までの法定期限内に限定せず、時間をかけても真剣かつ的確に、また市民説明、市民意見の聴取などプロセスを大事にしていくべきとの意見が大勢を占めたところであります。

市長職務執行者としましても、同委員会の方の意見と同意見であり、新柳井市民への十分な説明を要すること、市民意見の拝聴を最優先にすべきこと等から、現行法定期限内の合併は極めて困難であると考えてにいたりました。また、新法での対応も選択肢の一つと判断いたしております。

以上は、本市の将来を決定する重要な政策判断でありますので、新市長に重要な課題として申し送りたいと存じます。